令和4年度第3回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会)審議概要

開催日及び場所	令和4年12月6日	∃(火) オンライン	/開催	
委員(敬称略)	第一分科会長 村	支松 広朗 あおばく	公認会計士共同事務所	公認会計士
	委 員 第	竟 淳夫 学校法人	人工学院大学建築学部	教授
	委員遊	遠山 康 遠山康活	去律事務所 弁護士	
審議対象期間	原則として令和4年	 手 7月1日~令和4年9	9月30日の間における	る調達案件
抽出案件	11件	(備考)		
報告案件	0件	「報告案件」とは、各	部局に設置された公共	調達審査会で審議さ
審議案件	11件	れた案件について報告	Fを受けたものである。	
意見の具申または勧告	なし			
委員からの意見・質問に対する回	意見	・質問	口	答
答等	下記の	のとおり	下記のと	とおり

【審議案件1】

審議案件名 : 国立療養所星塚敬愛園屋上防水等改修整備工事設計業務 資格種別 : 建築工事 - 建築関係コンサルタント業務 (B・Cランク)

選定理由:一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、落札率が低いため。

発注部局名 : 国立療養所星塚敬愛園 契約相手方 : 株式会社徳留設計事務所

予定価格 : 4,172,300円 契約金額 : 1,298,000円 落札(契約)率:31.1% 契約締結日 : 令和4年7月7日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、2者応札があり、株式会社徳留設計事務所が契約の相手方となった。落札率は 31.1%である。

意見・質問	回答
この落札業者は、今回の工事の対象となる建物の元設計事務	今回、初めて入札に参加する業者になります。
所ですか。	
つまり、建物の現状をよく知っているわけではないのです	一度、建築物点検として、当園の建物の点検業務では
ね。	入ったことはありますが、設計としては今回初めて応札
	を頂きました。
今回の防水工事の点検は以前にしているのですか。	はい。
何で、こんなに落札率が低いのかが問題になるわけですが、	建物の現状としては、どういった建物であるかは知っ
前もって情報を持っていたとは、一つ考えられますか。	ていたかとは思います。
つまり、建物の現状を知っていたという形です。	
防水の状況などは、そのときにチェックしていないのです	屋根の点検などで屋上防水等を確認はしていると思
か。	います。
そもそも、国のルールは別として、建築の世界では設計者を	なぜ低入札で金額を入れることができたのか等のヒ
入札で決めることは望ましくないと言われています。原則は避	アリングは行っています。
けなければいけないと。もちろん、低額の工事について、いち	
いちコンペティションのようなことをするのは手間ですから、	
場合によって入札は認められるのでしょうが。まず原則とし	
て、設計業務を入札で決めてしまうと、見積りが難しいのです。	
幾らでも金額を下げられてしまうのです。ですから、適正な競	
争が働かないのです。	
例えば、かつては丸々建てるのに 1,000 円でできるわけがな	
いのに病院の設計の1,000円入札というのがありました。そう	

いうことが起きてしまうので、設計業者を選ぶときには、やは り入札は望ましくないと言われているのです。今回のように、 防水工事の総額として、それほど大きな工事でなければ構わな いのですが、極めて低入札というか、低金額で入札が起きたと きは気を付けなければいけないのです。今回は、入札が行われ たのが7月6日で、契約が7月7日で、1日しかないのです。 つまり、非常に低い金額で落ちたのに対し、いかに質を担保す るかはどのように調べられましたか。 それは今回の資料のどこかにありますか。 いや、今回の資料には入札関連の資料のみを付けてい ますので、そのような資料は付けておりません。 今回初めて設計の応札を頂いた業者になるのですが、 どうして安く入札できると回答されていますか。 当園の実績又は厚生労働省との実績を作りたいとのこ とでした。以前から営業には来られていたのですが、今 回の設計が初めて応札いただいたため、金額が低くなっ たことの最も大きな要因は実績づくりではないかと思 われます。 実績をつくることが、さも理解を得られるような理由になっ はい。 ていますが、結局、それによって質が担保される保証はないの で、それは本来、理由にならないと私は思うのです。ですから、 このように非常に安い金額で落ちたときには、やはり、かなり チェックをすることが必要だと私は思います。以上です。 今回、応札者は2者ですよね。 はい。 鹿児島県、宮崎県内に本店又は支店を有する設計事務所で、 鹿児島県、宮崎県の B・C ランクでいきますと、多数 本件のような工事に対応できる設計事務所は、そもそもあまり の設計業者はいるかと思います。 ないのでしょうか。つまり、入札可能性のある業者がどれぐら いいらっしゃるのでしょうか。 1 者応札ではないにしろ、なぜ2者しか手を挙げてくれなか そうですね。施設自体が鹿児島市内など市街地からだ ったのかという点についての要因の分析等はされていますか。 いぶ離れていることも1つの要因だと思います。 鹿児島、宮崎で応札を掛けているのですが、大隅でい きますとまた業者数は減ってきます。設計をする中でそ の辺で打ち合わせなどを数回行わないといけないかと 思うのですが、参加される業者は、経費など、その辺も 考慮されてエントリーしてくると思いますので、そうい ったところが1つの要因ではないかと思われます。 地理的要因によって、打ち合わせ等の経費が掛かってしまう そうです。 ので、二の足を踏まれる業者も多数おられたのではないかとい う推測と、理解してよいですか。 B・Cランクを選んだ理由は何ですか。 今回の該当ランクが、B ランク発注であって、その直 近下位も含めた形で設定をさせていただきました。 大隅の辺りも、設計事務所は幾らでもあると思います。どん B ランク発注で、直近下位を含めたのは、今、先生が な建物でも防水工事は必ずやりますから、防水工事の設計がで おっしゃられたように、やはり地元の設計事務所なども きないということは、2級建築士でない限りはほとんどないと 参加できるようにとのことで、こちらの地方では大きな 思います。木造の住宅だったら違うかもしれませんが、鉄筋コ┃設計事務所が余りないものですから、より下を含めたほ ンクリートの建物であれば必ず防水工事はやるわけです。つま┃うが参加していただけると判断して、B・C ランクで設定 り、鹿児島市や、宮崎、大隅は遠いからと言うのですが、地元しました。 の人たちが参加できるような仕組みを作っていないのではな いかというのが気になります。 つまり、私が申し上げているような設計事務所というのは、 特段、難しいことはやっておりません。これができて 恐らく1人や2人でやっている設計事務所です。そういう事務 | いないと駄目など、通常の手続をやっていますので、門 所がたくさんあるわけで、そういう人たちが鉄筋コンクリート┃戸を狭めるようなことは一切やっていません。 の建物なども造っているのです。そうなったときに、その人た ちが参加申込みしやすいような手続方式になっているのかが 気になるのです。ランクを広げるだけではなく、手続の方法で

最フ細生いって)を仕 ついたしい)b) 72-6-b)) / / / / / / / / / / / / / / / / / /
電子調達システムを使っていますよね。	はい、そうです。しかし、紙入札も可としています。
その際に、登録の方法など、誰もがすぐにアプローチできる	1人、2人の規模の事務所の中には電子調達を準備で
ような広報をされていますか。	きない所もありますので、そういった所は紙での応札も
	可能としています。ですので、小さな会社でも参加でき
	るような体制は整えています。
	ホームページ、建設新聞、園内の掲示板に掲示して入
	札広告しています。
そういう方たちにとって、目につくのは建設新聞ですね。	そうですね。建設新聞や、ホームページが一番かと思
	います。
なるほど。それで十分でしょうか。	そうですね。それが最も周知できる方法かと思われま
	す。
	それに、どうしても仕事が欲しいという所は多いので
	それぞれ新聞に限らずリサーチされています。そういっ
	た所は、そういう委託業者が、こういう入札があるよと
	いう、それをリサーチされていて、そこから入るという
	ことが、建設のほうでは多いので、きちんと把握はして
	いるはずです。
仕事が欲しいと言いながら、2者しか来ないのですよね。	はい。
今までのようにホームページ、建設新聞、園内の掲示板に掲	
示してみんなが見てくれるのを待っているのではなく、例え	ですがやはり、建設団体など、そういった所にも広報を
ば、地元の建築士会を通して広報するなど、設計事務所に直接	すると、協会自体が設計事務所との調整のようなことを
アプローチしたりさらに積極的にアプローチしたりすること	してしまうのではないかという懸念も少しありますの
は、それほど難しくないのではないかと思います。	で、そこは想像の域になってくるので何とも言えないで
つまり私が非常に危機意識を持っているのは、設計事務所も	す。
大きい所は人がいないのです。仕事が限られているから、こう	
いう仕事を受けなくなるわけです。そうすると、ますます応募	
してくれる所は今後減ってきます。今までと同じような広報の	
仕方をしていたら、やってくれる業者が見つからなくなってし	
まうのです。ですから、今までと違うアウトリーチの仕方、直	
接地元の人たちに問いかけるようなやり方を工夫していく必	
要があるのではないかと思います。	
例えば熊本などもそうですが、九州近辺でこれまでも災害が	はい。2者では少ない印象をお持ちなのですね。
多いから業者の手配がつかないなど、設備関係や設計者でそう	
いう話が今まで何年間もこの委員会で続けて出てきています。	
つまり、それは今までの応募の方法に限界があるのだと思いま	
す。今までのように、ホームページや建築士新聞などに載せれ	
ば引っ掛かってくるような、待ちの姿勢ではおそらくもう人が	
集まらないのではないかと思います。是非、新しい方法を考え	
ておいてください。	401
もちろん先ほど言ったように、変な形で競争になると困りま	やはり、そこが最も重要になってくるので、業者間同
すが、さらに様々な業者に門戸を開いて、様々な方がアプロー	士でのツーツーなどは最も避けないといけないとは思
チレやすくすることによって、競争性が働けばさらにいいので	っています。広く一般に広報するのは非常に大切なこと
はないかと思います。	ですが、そういったことのリスクも少し入りつつ、広報
	の仕方は考えていかないといけないとは思います。
お願いします。ちなみに談合は、建築士から通したから談合	はい、分かりました。
が起きることは、まずないです。そんなことをしたら建築士会	
は潰されます。逆に、そういう所を通さないから、彼らは裏で	
何をやるのか分からないのが現実です。	
今の御質問の低入札になってしまったところに関連してで	今回は改修工事ですので、想定される図面枚数や図面
すが、予定価格の算定書の明細がありますが、この業務時間数	
が 385 時間の根拠は、どこにあるのですか。	ものと、業務の詳細が書かれています。追加業務として
	積算業務がありますが、そういったものを積み上げて時
	間数を出しています。その合計になります。
どの数字を足し込むと 385 時間になるのですか。	すみません。これは計算式に入っておりまして、この

	資料では細かい図面の枚数の拾い上げまでは付いてい
	ません。ですが、そういった図面の人件費、そういった
	時間を全て合計したものが 385 時間になります。
分かりました。それが直接人件費で記載されているのです	一般的な積み上げの算定計算があり、こちらにのっと
ね。	ると諸経費は人件費と同額とされているため、その算定
その次に、諸経費がありますが、これが直接人件費と同額が	式をそのまま引用しています。
発生すると見積りをされています。この諸経費は何を想定され	計算式等も、その算定式に基づき、積み上げの計算を
ているのですか。要するに、間接費としては非常に高い印象を	
持っていますがいかがですか。	費とイコールになっているため、私どもは高いとは思っ
	ていません。
それは計算式にのっとっていると。その計算式は、どういう	一般的に国交省が出している設計委託の算定式等が
ものですか。	あり、それに倣っています。
直接人件費の金額が、そのままそこに入ってくるのですね。	そうです。
技術等の経費についてもその計算式にのっとった形ですか。	そうです。国交省のルールにのっとっています。
なるほど、そうですか。落札率が31%というところの1つの	予定価格の算定書に、2.87%と書いてありますが、こ
要因として、この辺の見積りが少し問題なのではないかという	ちらが総工事費に対しての設計費の目安と捉えてもら
観点については、いかがですか。少し高すぎるということはな	えればいいのですが。一般的に住宅などもそうですが、
いのですか。	総工事費の5%や10%が設計料の相場と言いますか、こ
	のぐらいになってくるものですが、当園としては、それ
	よりは更に厳しい 3%以下で算出していますので、予定
	価格よりは高かったのではないかとはならないと思い
	ます。
そういうことにはならないのですね。	はい。
分かりました。直接人件費の単価の所に「技術者 C」という	
ランクの技術者しかここに書いていないのですが、これは事実	
と合っていますか。例えば、これは設計業務の最終的な決済者	
のようなレビューする人は必要ないのですか。その人の単価は	0,000
要らないのですか。	
「技術者A」という人は必要ないのですか。	実際には、その上司の方が調査業務など、そういった
「技術者 A」という人は必要ないのですか。	実際には、その上司の方が調査業務など、そういったことはされますが、この質定に用いるときには、質定式
「技術者 A」という人は必要ないのですか。	ことはされますが、この算定に用いるときには、算定式
	ことはされますが、この算定に用いるときには、算定式では「技術者 C」を用いなさいという形になっています。
なっているのですか。	ことはされますが、この算定に用いるときには、算定式
なっているのですか。 (分科会長の意見)	ことはされますが、この算定に用いるときには、算定式では「技術者 C」を用いなさいという形になっています。
なっているのですか。 (分科会長の意見) 分かりました。先ほど、この委員会の中で、様々指摘された	ことはされますが、この算定に用いるときには、算定式では「技術者 C」を用いなさいという形になっています。
なっているのですか。 (分科会長の意見) 分かりました。先ほど、この委員会の中で、様々指摘された事項がありますので、その辺は部局のほうに持ち帰っていただ	ことはされますが、この算定に用いるときには、算定式では「技術者 C」を用いなさいという形になっています。はい。これが一般的な算出方法だと思います。
なっているのですか。 (分科会長の意見) 分かりました。先ほど、この委員会の中で、様々指摘された 事項がありますので、その辺は部局のほうに持ち帰っていただ いて十分な御検討をお願いします。特に、潜在的な事業者に対	ことはされますが、この算定に用いるときには、算定式では「技術者 C」を用いなさいという形になっています。はい。これが一般的な算出方法だと思います。
なっているのですか。 (分科会長の意見) 分かりました。先ほど、この委員会の中で、様々指摘された事項がありますので、その辺は部局のほうに持ち帰っていただ	ことはされますが、この算定に用いるときには、算定式では「技術者 C」を用いなさいという形になっています。はい。これが一般的な算出方法だと思います。

【審議案件2】

審議案件名 : 国立療養所星塚敬愛園さくら病棟改修整備工事設計業務 資格種別 : 建築工事 - 建築関係コンサルタント業務 (B・Cランク)

選定理由:一般競争入札(総合評価落札方式)を実施している案件中、落札率が低いため。

発注部局名 : 国立療養所星塚敬愛園 契約相手方 : 株式会社徳留設計事務所

予定価格 : 9, 455, 600円 契約金額 : 4, 180, 000円 落札(契約)率: 44. 2% 契約締結日 : 令和4年7月6日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、2者応札があり、株式会社徳留設計事務所が契約の相手方となった 落札率は 44.2%である

た。 落札率は 44.2%である。	
意見・質問	回 答
さくら病棟の改修というのは、どういう改修なのかを簡単に	当園にあります病棟の 3 つあるうちの 1 つになりま
教えてください。	す。さくら病棟は、用途としては病棟ですが、現在の運
	用上の使い方としては、グループホーム的な形の病棟な
	ので、こちらを一般病棟として使えるように改修を行い
	たいということです。全面的に間取り等の変更を行い、
	一般病室として使えるような設備等を施した配置に作
	り変えるという中身になります。
つまり、例えば躯体を残してレイアウトを変えて、設備もや	そうです。
り変えるというようなイメージなのでしょうか。	
なるほど。	はい。
では、その上でお伺いしたいのですが、先ほどと同じように、	
国交省のルールに従って予定価格を立てられているわけです	
よね。	
先ほど設計料率の話をされましたが、設計料率は、今回は	
2.76%。	
上、大ほどの屋上防水と設計料率が一緒というのが、私には少し	
分からないのです。	
先ほど説明にありましたが、例えば住宅で5%から10%とい	
うのは新築の場合ですよね。国交省が示している新築の福祉施	
設の場合だと、3%から4%ぐらいだと思います。なので、屋上	ると思います。今までは大体3%を超えない形で設定し
防水の工事だけの設計料率で 2.8%や 2.7%程というのは非常	ており、その中で今回は先ほど冒頭の通り実績を作りた
に高いと思います。	かったというところが非常に大きく働いたのではない
今回の件に関しては、構造体が入っていないのですが、かな	
りの改修なので、このぐらいの料率は、まああるかなとは思い	
ますが、いかがですか。	過去の設計等も3倍以下でして、適正というのが適当か
	は分かりませんが、うちの設定した金額に対して少し切り
	るといった形で落札した事案等も数々あるため、そうい
	った意味では 3%を切るぐらいが妥当な線ではないかと 思っています。
★ほどの指摘にありましたが、もともとの予定価格が高いか	
元はどの指摘にありましたが、もともとの予定価格が高いが ら落札率が低くなるのではないかという件に関して、私も申し	この数子というのはめくまで日女と言いましたが、図 面の枚数、業務量、積上げの積算業務など、そういった
上げているのです。つまり、予定価格を立てるときに、新築工	国の仪数、乗務里、槓上りの槓昇乗務など、そういった ものを人件費として時間数を出し、単価を掛けて算出し
事と改修工事と、防水工事のような一部の工事で、同じ設計料	
率というのは、やはりおかしいと思います。	金額になっていくといった形になります。一般的には、
一一C v フックta、 N ta フォロル・ロ v TC 心 v Ta ブ。	この積み上げ方でやっていますので、私どもとしては、
	予定価格が高いとは思っておりません。
── 設計に掛かるお金というのは図面を描くだけではないので	
図面の枚数で金額を決められたら堪らないです。例えば、建物	712 1 27271 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2

ナン生フー記記・ナフー・エコー・フキをサイン・エー・エー・ドラー・スク	ぶり悪みわし そくと 岸柱の北板だったと 七井とのびと
を造る、設計する、新しい建物を作るといったら、どういう建物な作るのかというないアリングなり、たけらればなり、だけらればなり、だけらればして、ディス	
物を作るのかというヒアリングをし、打ち合わせして、ディス	
カッションをして、その時間が取られるではないですか。それ	
に比べて、防水工事というのは明らかに、現地調査をして問題	
点があればそれに対する図面を書けばよいだけです。ですか	
ら、もう一度言いたいのは、もう少し工事の種類による設計料	になりますので、そういった形でどちらの設計も算出し
率の違いを考えていただきたいと思います。	ています。ですが今後は、その辺も検討しないといけな
	いのかなと思います。
一般的な一般競争入札を採る案件と、一般競争入札でも総合	発注する工事によって設計の発注区分が分かれてきま
評価落札方式を採る案件との区別基準はあるのでしょうか。	す。例えば、屋上防水ですと、最低価格方式になります。
	その場合は設計も同じような発注方式になると。それ
	で、6,000 万円以上を超える場合は総合評価で実施しな
	さいという通達がありますので、今回のさくら病棟は
	6,000 万円以上を超えるため工事も総合評価になり、イ
	コール、設計も総合評価といった形で発注しています。
てまいがくまたまれ ナナベナ いじ ココ 米なっ 四 生に用して	
工事が総合評価落札方式であれば、設計業務の調達に関して	はい、そうです。
も自動的に総合評価落札方式がとられる仕組みになっている	
のですか。	
総合評価落札方式とのことですが、技術評価委員は、どうい	
う方を選定されていますか。この資料にはなさそうに思うので	外部委員が2名おり、当園の委員としては、園長と事務
すが。	部長が委員となっています。
これはよく選定のときに言われることですが、外部委員の方	そうですね。外部委員の方が技術の分かる方です。
に技術の分かる方は入っていますか。技術評価のときに必要で	C y T y T 6 y T All S y T All S y T T y 6
はないかと思います。	
これは、どちらですか。委員の方のどちらが技術的なことを	- 両方とも技術が分かる方です。
理解されている方ですか。	
	1 41 (IV)□ =□ + 18 と b よ. 上
そうですか。分かりました。	入札状況調書があります。
総合評価方式なので、技術点と価格点を足したもので競争す	
ることになっていますが、その評価結果を示すシートは、この	
ファイルの中に入っていますか。	
はい。それで、これは点数化されているのですよね。	はい。
はい。評価点は、A社が68点で、徳留設計が70点になって	そうですね。
いますが、これは技術点と価格点が両方入ったベースですか。	
その内訳は、どこに書いてありますか。	電子調達システムなので内訳までは反映されていま
	せんが、先ほど、説明した所に記載されており、各委員
	に採点していただいた点数をシステム上に入力するよ
	うになっています。また、入札金額をそれぞれ入れて評
	価点が算出されるようになっており、総合評価の場合
	は、予定価格よりも金額が下回るため、その中で評価点
	が高い所が落札といった形になります。ですので、今回
44体部/m), thg/体 上上上。 1 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	の場合は徳留設計が落札されました。
技術評価は加算点方式ですか。入札説明書に評価の方法が書	· · · · · · · ·
いてありますけれども、これを見る限り加算点方式ではなさそ	
うな計算式になっていますが。	て、入札公告に算出する方法が書いてありこれが恐らく
	加算点です。
そうですか。これは技術点と価格点の合計の満点は何点です	60 点です。
か。	
満点が60点、技術評価点の満点が60点ではないのですか。	そうです、技術点がそうです。
配分点は何点になるのですか。	配分点は何点か、ごめんなさい、少し計算方式が入っ
HEN WITCH & D.A. C.) NO	ていたので。確か、100点だったかなと思います。
この資料の中では、どこにも書いていなくて分からないです	そうですね。少し今、即答しかねます。
よね。	これは電子調達システムで入力していますが、初めに
	加算点方式なのか除算点方式なのかを選ぶようになっ

	ています。それで、今おっしゃられたように、何点だっ たのかというところを即答できません。
ないですね。	そういったところを入力していって、価格を入れて、 予定価格と割って、掛けるといった形で算出します。
そういうことなのですね。	はい。そうですね。この計算式は加算方式ですね。ご
最後に、少し細かい所ですが、「技術提案書等加算点評価表」	めんなさい、そうです。
があります。そうすると、これは加算点なのかなと、ここでは	
思うのです。	
加算方式でしょう。	はい。
そうすると、技術評価点の算出方法を見ると、これは加算点	いや、これは間違いないです。これは加算点方式の算
方式ではないですよね。技術評価点 60 点×技術評価の得点合	
計・技術評価点の配点合計として、加算点方式とは矛盾してい	
ませんか。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
だって、加算点方式なら60点+加算部分というように出てき	こちらは技術評価点になりますので。
ませんか。最低 60 点でしょう。	
技術評価点。	下のほうに価格評価点というのが別にあります。
分かりました。そうしたら、この 78 点と 80 点をどのように	
計算したのかを、後で資料を頂いてもよろしいでしょうか。	点、70点がどうやって出たのかは、入力する過程では、
	当園が算定した採点で、この業者は何点だったといった
	形で、金額が幾らだったというのを算出していくのです
	が、先ほどの点数というのはシステム上で行われていま
	すので。
今でなくて大丈夫です。どうやって 68 点、70 点になったの	
かは、後で教えてください。	
今私も気が付いたのですが、例えばこの資料では価格点の配	
分が分からないですよね。つまり、これで公募を掛けているわ	
けですから、応募する側としては価格点がどのぐらいなのかも	
見えずに総合評価されることになり非常に不誠実だと思いま	
す。ブラックボックスに入っているから分からないというので	
はなくて、ブラックボックスの中身をきちんと調べていただい	
て。恐らく、技術点が60点だから、価格点は40点ぐらいで、	
合計 100 点満点になっているのではないかと思うのですが、そ	
こをきちんと明らかにして、今後、公募するときには、価格の	
配分点は何パーセントかをきちんと明らかにして公募するこ	
とが大切だと思います。	
(分科会長の意見)	
今の委員がおっしゃった内容について十分御検討いただく	
と同時に、最初の段階で、工事の種類ごとの設計料率が変わっ	
て当然ではないかという委員からの御指摘がありましたので、	
その辺も含めて、部局に持ち帰っていただいて、十分御検討し	
ていただきたいと思います。それから、先ほど私のほうからリ	
クエストを出させていただいた総合評価の点数の中身の計算	
式についても、後で資料を出していただきたいと思います。	

【審議案件3】

審議案件名 : 国立療養所長島愛生園 センター中央道路アーケード新築工事

: 建設工事 - 建築一式工事 (Cランク)

:一般競争入札(総合評価落札方式)を実施している案件中、1 者応札であり、契約金額が大きいため。 選定理由

発注部局名 : 国立療養所長島愛生園 契約相手方 : 太陽建設株式会社 予定価格 : 257, 266, 405円 契約金額 : 250,800,000円

落札(契約)率:97.5%

契約締結日:令和3年7月25日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1 者応札があり、太陽建設株式会社が契約の相手方となった。 落 札率は 97.5%である。

意見・質問 答 回

施工実績要件として施工規模要件を満たす業者がいなかっ たということですが、この施工規模要件というのは同種の規模 の工事をやったこと、手がけたことのある業者という意味です 建物の用途として医療施設、又は老人福祉施設で、建物 か。

はい、そういうことです。うちは分散工事で、入札公 告の中に施工実績要件を示しています。今回の場合は、 構造としては鉄骨造で、面績 500 m以上の建物の建築を 実施したことがある業者という形で、実績要件を付した ところです。

なるほど。

その施工規模要件を満たせる業者というのは、本案件に取り 組める可能性のある業者として、ある程度の母数はあるのでし ようか。

いや、それは。

過去の実績と言っても必ずしも本件工事と同じ工事の実績 ではないと思いますが、そもそも施工規模要件を掲げ、1者し かその要件を満たさないのであれば、1 者応札になってしまう のは必然の結果かと思います。

はい、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、当園としましても、今回は鉄骨造なので、そう いった施工実績のある業者に入っていただき施工の確 実性を高めたいという意向がありました。他の業者につ いても声掛けをした業者についても、施工実績はあるに せよ、様々な工事の施工実績が、当園で行った施工実績 のある業者のほうにも声掛けをしました。これに合致す る業者がいるかどうかというのは、その時点では分から なかった状況です。

確かに、そのような施工実績のある業者の母数という のは正直、把握はしておりません。ただ、今年度内に施 工を終えなければいけないという期限もありまして、あ る程度そういったことを含め確実に行っていただける 所として、今回そのような施工実績の規模を設定しまし

同じく、資格要件のところの配置技術者要件を満たす業者は いなかったという点ですが、これは、必要とする資格を持って「持ちの方は当然いらっしゃいますが、ほかの現場に既に いる方がいないという意味ではなく、そういう資格を持ってい る方を当該現場に配置することができなかったという意味で┃がありますので、そういった意味で配置ができなかった

はい、そうです。会社の中には、そういった資格をお その方が配置されており兼任はできないというところ 事情があります。

分かりました。そうすると、いわゆる人繰りの問題かと思い ます。先ほどの御説明の中にあったように、年度内に工事を終|が業者に聞いても、それは多分できないというのが他の えなければいけないという制約があるので難しかったのかも「現場に配置されている技術者の方が。 しれませんが、入札可能性のある業者に、人繰りが組めるよう に、できるだけ準備期間を与えてあげるという工夫は、本件で はあり得なかったのか。それとも、条件さえ許せばあり得るの かについて教えていただけますか。

私の解釈ではありますが、おそらくまず兼任というの

兼任が禁止されている前提で、業者の方に人員配置の準備の ための期間を与えればなんとかなる問題なのか、そうでないの┃の方の指摘の中で、入札の公告期間をもう少し長く取っ

この度の工事をする前段階の公共調達委員会の委員

かが疑問です。準備期間の問題なのであればその準備期間を与してくださいという話がありました。普通は暦の日付で10 えるための工夫が可能なのかお伺いしたいです。 日間という日付で入札公告期間を取るのですが、今回は 15日と、普段よりも5日ほど長い公告期間を取りました。 先ほどの点ですが、今年度中に工事を終えるという前 提と、それから設計業者が設定した建設期間というのが あります。それを加味すると、7月中に入札して契約す る必要がありましたので、その中で、5日間ほど延ばす のが日程的には一杯一杯という形で、今回は 15 日間と いう入札期間を取りました。 そういう形になります。 つまり、準備期間を長めに取る必要があるという認識があ り、そのため限られた条件の中で一般的には 10 日のところを 15日の公告期間にしたのですね。 まず今回は施工規模を面積 500 ㎡以上という形に数字 私もその点を確認したいのですが、この場合、入札公告の中 で一般参加条件の資格として、まず建物用途や建物構造の実績 を設定したのですが、その辺りをもう少し小さいものに に問題があったということですが、やはり今後も同じようなこ するべきと考えております。 とをされるのでしょうか。それとも、今回の経験をふまえて変また、建物用途などにつきましては、今回医療施設又は えるのでしょうか。 老人福祉施設という形で設定をしましたが、当園とすれ ば、そのような医療施設などで施工実績のある業者のほ うが安心して施工を任せられるという状況もありまし たので、そこら辺は今回、今後の公示の様々な講習もあ ると思いますので、それを踏まえて検討し、もう少し幅 を広げる形で公告を実施してみたいと思います。 国立療養所なので、病院であり医療施設であることは間違い そうですね、はい。 ないのですが、今回の公示種別、工事をする建造物・建築物は アーケードであって、病院の建物ではないですよね。 そのときに経験や実績として医療施設又は老人福祉施設を はい。 建てたことがあるという実績を求めるのは、やはり少しやり過 ぎではないかと思います。逆に言うと、医療施設や福祉施設で、 普通はアーケードを造りませんから。 だとすると、逆に経験値のない人を集めていることになりま すよね。 療養所だから自動的に医療施設だとか、福祉施設の業績を求 はい。 めるという考えは、やめたほうがいいと思います。もちろん、 それを求める公示というのは、工事の種類によっては必要です が。そうじゃないと、やはり今回のように参加者が少なくなる ということを、生みがちになってしまいます。いかに門戸を広 げるかを考える必要があると思います。それが1点です。 それから、今回は建物の新築または増築という条件で求めて いますよね。 この場合の建物というのは、いわゆる屋根があって、壁があ はい、そうです。 って、生活をする建物ですよね。 そうすると、今回のアーケードは、応札してきた太陽建設は はい。 同種実績で、A病院の新築工事などを出してくるのですよ。病 院を建てたことがあると言って来ているわけです。皆さんはそ う読んでいるわけです。 それでは、アーケード工事の業績として、実績を求めすぎで はい。確かにこのような大きなアーケードを医療施設 はないかと思ってしまいます。 で建てるという実績は、持ち合わせていない業者が多い と思います。 今回こういった建物実績を求めた理由は、鉄骨造です ので材料となる鉄骨が最近のこの情勢の中でなかなか 入手が難しいというのをほかの業者から聞いたことが あったものですから。もちろんアーケードでもいいので すが、そういった延べ面積のある程度の規模の建物、要 するに病院などの建物を造ったことがあるというとこ

	フェの亜体を記与した仏知にわります
フキトラーナン 人口はマート いっぱんいのっち 併見のて	ろでの要件を設定した状況になります。
建物と言ったら、今回はアーケードではないので、鉄骨の手	はい。
配うんぬんのことは、また別の話ですよね。 それだったらショッピングセンターでもいいのですよね。	調達などで言えばですがそういうことになります。
もう少し、病院だからと特殊性を前提に考えるのはやめたほ	
もう少し、病院だからと特殊性を前提に考えるのはやめだは うがいいと思います。	はい。
	141)
そうしないと、本当に業者が集まらないです。私は、国立療 養所で、さんざんこの委員会で聞かされたわけですよ。設備更	
新にしても、建物を造るにしても、設計者にしろ、施工者にし	
あんしても、建物を追るにしても、設計者にしる、他工者にし ろ、一者応札。なかなか業者が集まらないと。この間口を広げ	
る工夫をさらに積極的にしていただきたいと思います。	
今までやってきたからということではなくて、新たにもう一	はい。
すまくくうくさんからということではなくく、新たにもう 度考え直していただきたいと思います。	19 1, 0
それと、もう1つは、これは少し難しいところですが、これ	
も先ほど質問のあった、1級建築士の専任で配置するという話	
です。1級建築士を本当に専任で配置しなきゃいけない工事か	
どうかです。これは建設業法で、「ある程度の規模以上の建物」、	
しかも、その建設業法の中で、「公共性のある建物もしくは構	
造物」と書いてあって、これは公共性があるかという議論にな	
ると思います。ですから、そういったことも同時に考えながら、	
厳しい条件を設定することによって入札者の数が少なくなっ	
ているという現状を、やはり打破していく方法を是非とも、さ	
らに積極的に考えていただきたいと思います。	
今の質問に関連した質問です。総合評価落札方式ですので、	委員長をしていただいています方が、建築住宅課の主
総合評価の審査員の設定をされているようですが、その名簿が	
あります。この中に、外部有識者が5分の3ということで、半	1 -
分以上入っていますが、この備考欄を見ますと、この中には特	
に技術の分かる人が入っているようには思えないのですが、そ	いった建築関係の専門の方と考えて、設定しています。
の辺はいかがですか。	
はい、分かりました。	これは設計委託業者が積算した内訳書で、その提出さ
それから、予定価格を作るときに予定価格の内訳書がありま	れた内訳書をそのまま予定価格として設定しています。
すが、これは何か参考見積を取って作ったのですか。	71-11-61
特に、今回の太陽建設から取られたわけではないのですか。	それはないです。
分かりました。落札率が非常に高いですが、理由としてどん	理由ですか。ここは少し分析をしておりません。
なことが考えられますか。	ス さ で ナ か 、
極めて高いですよね。	そうですね、はい。
これまでもこういった、一般競争入札で落札率が非常に高い 案件というのはありましたか。	今ここでは少し申し訳ないですが、1件1件の落札率 までは把握していないですが、そうですね。
	までは把握していないですが、そうですね。
(分科会長の意見)	
はい、分かりました。結構です。それでは、質問等のほうは、	
終了いたしました。では、先ほど委員がおっしゃったように、	
資格要件について、今回のこの案件に適したものになっているかどうかも含めて、種々、今回の委員会の中で指摘された事項	
かとうかも言めて、種々、今回の委員会の中で指摘された事項 につきましては、部局に持ち帰っていただきまして十分に御検	
につきましては、部局に持ち帰っていたださまして十分に個快 討をしていただきたいと思います。	
时でしていたにさたいて応いまり。	

【審議案件4】

審議案件名 : 千葉労災特別介護施設空調用冷温水ポンプ更新工事

資格種別 : -

選定理由: 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。

発注部局名 : 労働基準局労災管理課

契約相手方: 株式会社創設 予定価格: 4,180,000円 契約金額: 4,180,000円 落札(契約)率: 100%

契約締結日 : 令和4年8月2日

(調達の概要)

(調達の概要) 予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行っ	To a
意見・質問	回答
不落札の場合でも予定価格を開示するわけではないです よね。	もちろん開示はしません。
そうですよね。先ほどの説明のように、今回契約率が100% というのは偶然ですよね。	はい。
	入札した金額が予定価格とさほど大きな差がなかったのと、
要約させていただくと、緊急性ないし適時性が必要であったということですよね。	
不落札になった入札の際にも1者応札でしたが、業務の特殊性や契約内容の特殊性というのが、私には特に思い当たらない案件ですが、競争入札時に一者応札であった要因というのは何か分析されていますか。	のが、ポンプのメーカーを指定したことです。当初、メーカ
あくまでも機械のことですので、同等というのが例えば出力やその他の、よくカタログに書いてありますよね、主要諸元表のようなものが。それを見比べることで何か分かるのかなという気がしないでもありませんので、できるだけ競争性を高めるために、入札可能業者が現われるような、そういう良い意味での要件の緩和を引き続き御検討いただければと思います。ありがとうございました。	
今回の契約というか、ディテールのほうには「ポンプの更新」と書いてありますが、説明の調達概要には「部品の交換」と書いてあります。ポンプの更新ですか、それとも部品の交換ですか。 部品の交換なら既存のメーカーの機械との関連性が出て	更新です。 施設の担当と相談して進めており、特に専門の業者とは相

くると思いますが、更新であれば、他のメーカーのものにポ一談はしておりません。 ンプを入れ換えるということは、既存の建物のそれ以外のパ ーツとの兼ね合いの問題は当然出てくると思います。 そういう意味で、今回のポンプの入れ換えに関して、どな たが検討されたのでしょうか。どこかの専門の方に御相談な どはされていますか。それとも、センターの施設側の担当者 だけで判断をされたのでしょうか。 なるほど。そうしますと、先ほどのような同等の評価が難 はい。今後もまた同じような工事をやる可能性も当然あり しいということになるのかもしれません。それならば第三者ますので、今回の結果も踏まえ、専門の業者とも相談をしな に聞くという選択も当然ありますが、そういった御専門の方|がら今後は進めていきたいと考えています。 の知識を使うのも今後考えられてはいかがでしょうか。 先ほどの入札の件で不落になった際に、その場で再度入札 株式会社創設からは、紙で入札書が出てまいりまして、紙 というのをたまに見かけますが、そういう方法を取らなかっ ┃の場合は必要があれば、2回目、3回目の入札書も郵送して たのには何か理由がありますか。 いただいた上で開札をしているのですが、そのときには 1 回目の入札書の提出しかありませんでしたので、入札として は一旦終わりと、不落という形にしています。 私もその辺りは少し分からないのですが、再度継続をして なるほど。翌日というような対応は今のところはしており 紙で翌日出してもらうことはできないのですか。 ませんでした。 それは制度上できないのですか。 [会計課会計企画調整室から補足説明] 入札に関しては日時等がきっちり決まっており、その場で しかできず、今回は紙で入札書を2回目のものを持っていな かったということで、適切に記載された入札書類ではないも のしか提出し得ない状況であったので、解釈的には辞退とい うことになるかと思います。1回目しかできなかったという 扱いの認識です。 なるほど、よく分かりました。 これは見積りを取った際に、値段の値引き交渉はされなか 見積書が出てきた時点で、その予定価格の範囲内だったこ ったのですか。 ともあり、更に下げるようなことは特にしておりません。逆 に、していいのかということもあると思うのですけれども、 そこまではしておりません。 そうですか。私としては、随意契約であれば値段交渉が1 今後また同じようなことがあった際には、価格交渉もしっ セットという認識をしていますが、いかがですか。 かりしていきたいと思います。 (分科会長の意見) 分かりました。仮に、2回目の入札をしたときに、果たし て 380 万で入札してくるのか、 もしかしたら 370 万で入札し てきたのかもしれないということからすると、一定レベルの 値段交渉のお話ぐらいはしておけば良かったのではないか なと思います。 今、様々と指摘された事項については、部局のほうに持ち 帰っていただいて、十分に御検討していただきたいと思いま

すので、よろしくお願いします。

【審議案件5】

審議案件名 : 講義室マイクシステム更新工事

資格種別 :電気工事(「B」ランク)

選定理由 :一般競争入札 (最低価格落札方式) を実施している案件中、1 者応札であり、落札率が100%であるため。

発注部局名 : 国立保健医療科学院

契約相手方 : 株式会社サンケンシステム

予定価格: 17,600,000円契約金額: 17,600,000円

落札(契約)率:100%

契約締結日:令和4年7月28日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社サンケンシステムが契約の相手方となった。蒸札窓は100%である。

った。落札率は 100%である。	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
意見・質問	回 答
1 者応札になった要因分析の中で、「現行業者」という言	そうです。私どもは複数の講義室を抱えておりまして、
葉が出てくるのですが、これは、現行のマイクシステムの設	このマイクシステムは、設立した際に単純に講義室に設置
置工事を行った業者という意味でしょうか。	するというよりはそこを連動させる配線工事も含めた工事
	ということで、この業者に当事(当時?)設置してもらっ
	ていました。
なるほど。仕様書の手交先の業者で、かつ、応札されなか	参考見積書を提出した業者とは、また違う業者です。
った業者は、この参考見積書を提出しているもう1者の業者	
ですか。	
違う業者ですか。	はい。
なるほど。そうすると。	参考業者も、参考見積書を提出していただいた業者も、
	当初は応札の意思を示していたのですが、構造などを調べ
	てもらううちに参加が少し難しいということでした。あと
	の1者の応札意思を示していただいた所も、実際に調べて
	いただいたのですが、見積りも少し難しいということで、
	見積りも出してくれなかったという結果になります。
なるほど。分かりました。2者の参考見積書を比べて見ま	そうです。もう1者の所は、現場の方と見積りに来られ
すと、参考見積を出してくれた1者は応札者なわけですが、	
もう1者の参考見積と比べて見ると、機材の値段はほとんど	
変わっていません。これを前提に考えると、1 者応札になっ	
た要因分析の中にあるように、現行業者との競争では価格面	
で太刀打ちできないというのは、現行システムを設置した人	`
であればソフトの変更なども比較的容易であるし、工事の価	
格も、もともとのを知っているが故に抑えられると、こうい	
う意味ですか。	
なるほど。そうしますと、既存設備があって、これに変更	分かりました。ありがとうございます。
を加えるなどという場合には、本件に限らず常に問題となる	
のですが、既存設備を手掛けた人のほうが有利であるのは厳	
然たる事実だと思います。その中で、競争性を高めるために	
は、正に、入札参加可能業者を広く当たるしかないのかなと	
私は思います。なので、一者応札という結果を受けて、どの	
ように対応をなさるかについて書いてくださっていますが、	
そういう声掛けを広く行っていただくことを、大変かと思い	
ますが、是非、御尽力いただければと思う次第です。	7 2 元十 150 1 の切目の 7444 の印かせっ切口マーン
確か、講義室でしゃべったのを院長室で聴けたりするので	
すよね。	な交流会を行った場合、昔は、院長室などの幹部のお部屋にもリストなり、でまるという。
	にもリアルタイムで講義を聴けるようなシステムになって
	いました。今もそれは生きているのですが、そうすると、
	本館及び別館棟の様々な所にも配線を巡らしているところ

です。

それで、お伺いしたいのは、最初の元請の音響システムを 私どもも保有しています。それで、見積りに来られた業 入れたときの配線図だとか工事図というのは、科学院で持っ 者は、それはありますということで、それを提示していま ていないのでしょうか。 いや、新しい元請の音響システムを作られた所でも、もう おっしゃるとおり、難しいシステムを置いて、それのプ 20 年以上前の工事なので担当者は残っていないと思うので ログラムの更新というわけではありませんので、今、言っ す。ですから、結局、その手のデータを基に工事をするはず たように、各部屋、大小10数箇所の研修施設と幹部の部屋 なので、それほどそんなに大きな違いがあるようには思えま などを繋ぐに当たって、大元のシステムの更新というより せんがね、条件として。結局、彼らが特別に何か持っている も配線を含めた設置になるので、そこのところは別の業者 ものがあるならば話は別ですが。その辺りは聞いてみました┃にも配線図を渡していますので工事できなくはないと。た だ、設置の配線をするに当たって、もともとの現行の業者 か、元請のほうに。 は、確認をするときに、全く新規で入れる所よりは勝手が 分かっているということで、そういう部分の優位性が働い ていたのかなと私は思っている次第です。 そうです。 なるほど。今回やるのはマイクシステムだけですよね。 そうすると、それ以外の音響関係のシステムは既存のもの はい。配線自体は、今回は一部、当時に比べて、例えば 光システムというのですか、何か最新式のものを入れて、 を使うわけですね。 電波が、今までも私のほうで問題になっていたのですが、 音が移ってしまうというのがあって、それを防ぐために赤 外線のシステムを入れることによる若干の配線のプラスア ルファーというのはあったそうです。 それは可能だと思います。 プラスアルファー自体は、新しい業者でも元請でも同じだ と思うのですが。 ですから、お伺いしたいのは、今回はマイクシステムだけ そうですね。連動されているかと思います。 だから、例えば画像システムだとか、そういうのとマイクを つなげると、やはり既存との兼ね合いが出てくるということ 参考見積を、(株)サンケンシステムと、A社から取られて 仕様書にうたわれている型番等は、私どもが想定してい いますが、内容を確認しますと、機種ごとに単価が入ってい るのは、これはメーカーのものの既製品ですので、仕様書 ます。この単価というのはどういう単価ですか。 ではメーカーはうたわないで、どこでも入れるような仕様 書にしています。それで参考見積として頂いた2者は、そ のメーカーからの卸価格を反映して見積りを立てていただ いて、単価の同額のところは、メーカーからの業者に対す る提示価格を反映された見積価格となっていると判断して います。 仮にこれが見積価格だとすれば、なぜ両者がほとんど合致 これは、メーカーから2者に対する卸価格が同額であっ しているのですか。工事費だけ違っているという内容です。 たのではないかと推測しています。 利益を同じものだけにしているということですか。 というように考えます。 極端な話ですが、余りにもこれは、2者で相談しているよ 金額的に、機器具等に関しては、オーディオテクニック うな感じがします。そうでもしない限り、これほどこの単価|でしたか、既製品、販売されているものですので、そうい は合致してこないですよね。仮に、これがカタログの単価的┃ったところの販売価格を、2 者とも見積ってきたのではな なものがあれば、もちろん合致してくるのが当たり前かもし いかと推測しているのですが。 れませんが、そういうものではないのですよね。 そうですか。 はい。 合致していることに対しては特に問題はないですか。 機器自体は、確かに金額は合致していますが、たまたま 汎用品という形を選んだのが同じではあるのですが、工事 費とかその辺を含めてそれぞれ差が出ているので、私ども としては、それは双方から出た種類として見させていただ いたところです。 これにつきまして、今回、ほかの部屋との互換性を高め 特に、定価、カタログ価格であれば、サンケンシステムの ほうは、見積書の最後のほうに値引きを300万円近く入れて るために新製品を入れている関係で、多分、値引き率が下 おりまして、これは大体 20%ぐらいの値引き率ですが、こ がっていたのかなと、推測ですが思っています。 れがカタログ価格とすると、値引き率としては低すぎるので はないかと思いますが、いかがですか。

普通、業者に入れるような値引き率を一般的に考えます	
と、私も認識がないので余り分かりませんが、マイクシステ	
ムについては相当の 30~40%、30~50%程は値引きしても	
いいのではないかなと思います。	
そうですか。サンケンシステムの参考見積書そのままを予	そうですね、こちらの想定している機器の定価を調べる
定価格として使っていますが、この価格の妥当性についての	
検証手続は何かしましたか。	3. 2 (
この値段が、おおむね妥当だという心証は得たのですか。	一応、得ました。
それはどういう理由で得たのですか。	メーカーが示している定価の範囲内であるというところ
てもいなとういう理由で特にのですが。	で、話を。
フェック・シャー 女子 日 往来 ナンファナナ は、アンフ 間 ぼ し 人	て、前で。
そうですか。参考見積書をそのまま使っている関係上、今のまないなった。	
の実勢価格を本当に反映しているのかの検証を余りされて	
いないように感じてしまうのですが、その辺も含めまして、	
今後、適正な予定単価の設定について、様々な方策を練って	
いただきたいと思います。	
A社は、これまで国立保健医療科学院での実績はあるので	
すか。	る業者で、広く声掛けを行ったうちの1者でもあり、見積
	りは可能ですということで見積っていただきました。
電気機器関係。	そうですね。このマイクシステムや、マイクというか、
	通信関係を扱っている業者です。
	当院は講義室がありまして、マイク関係以外も、ほかの研
	究部の通信機器や、細かい工事など導入などのところは実
	績があるので、今回、お声掛けをさせていただいたところ
	です。
そうですか。この会社は調べても出てこないのです。住所	ちょっとそこまでは、私のほうも確認はしていなかった
で見ると、マンションのワンルームです。ですから、外とつ	もので。
ながりながら仕事をしているのか。	
Google Maps で見るとすぐ分かります。少し先ほどの御質	
間と絡めて気持ちが悪い感じがしますが、確証はありませ	
ん。以上です。	
	分かりました。確認して、後で御報告させていただきま
して明確な回答が得られていないので、単価については調べ	
ていただいて、後で御報告いただけますか。何の、どういう	/ °
単価を使っているのか、しかも、(株)サンケイシステムと、	
A社は同じ単価を使っていらっしゃるのですが、その辺も含	
めて、なぜそうなることが合理的なのかを後で説明していた	
だいてもよろしいですか。	
(分科会長の意見)	
分かりました。では、これで終わります。ありがとうござ	
いました。	

【審議案件6】

審議案件名 : X線照射装置外 4 点賃貸借

資格種別 : 役務の提供等 - 賃貸借 (「A」、「B」又は「C」ランク)

選定理由:一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、1者応札であるため。

発注部局名 : 国立保健医療科学院

契約相手方 : 三菱HCキャピタル株式会社

予定価格 : 111, 328, 800円 : 111, 144, 000円 契約金額

落札(契約)率: 99.8%

契約締結日:令和4年7月25日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者なった。落札率は 99.8%である。	応札があり、三菱HCキャピタル株式会社が契約の相手方と
意見・質問	回 答
測定機器のリース会社としては複数あるのですよね。	はい。
さらに、公共調達委員会の審査結果を受けまして、1者応	
札防止策を講じたということですよね。	科学院に出入りしている業者の方にも声掛けをさせていた
, - , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	だいています。
なるほど。そうなってくると、コロナの感染拡大による半	結果的にですが、もともと複数業者があることは確認し
導体不足が1者応札になった大きな要因、つまり、半導体不	ておりまして、競争できると見込んでいたところですが、
足で品不足なので、何とか代替機を準備できる業者が1者し	そもそも、機器自体の在庫がない、しかも製造に時間が掛
かいなかったという分析になるのでしょうか。	かるため、それに対応できるリース会社が今般は1者しか
	なかったと。理由も、入札に参加されなかった業者に確認
	したところ、そういう理由でしたので、こちらとしてはそ
	ういうように考えています。
	はい、そう考えていますが、当院としましては、次回こ
	ういった機器の調達があった場合には、複数のうち1つが
品の製造と流通が回復すれば競争性も回復するという見込	
みと考えてよろしいですか。	すために、機器の一つ一つを競争させたほうがいいのかと、 今、考えています。
ただ こうかるし フケールメリットが生われるかと ツ	マ、ちんくいより。 そうです。どちらが、よりお得になるかということだと
要な機種を全てそろえたときの金額としては高くなる可能	
性もあり、その辺りも勘案しながらということになるわけで	1 -
すね。	
そうですね。理解しました。ありがとうございました。	ありがとうございます。
X線照射装置は、普通はオーダーメイドではないのですか。	研究者の方から聞きますと、オーダーメイドであっても、
	今回、特に X 線照射装置以外も発注の機器がありまして、
	外国製品などもありますので、実際は開発から納入まで 4
	か月を空けるような形で調達をさせていただいています。4
	か月あれば、一応、できると聞いていたところです。
	一応、大まかには聞いていましたが、それで、間に合う
からこれだけの機械が欲しいというオーダーが出てきて、そ	
れを生活環境研究部の担当の先生からは、こういう専門的な	
機械は事務のほうでは分からないでしょうし、なおかつ、半	
導体の不足というのは今年の頭以前から既にずっと言われている 新なので、調達世況について、御事門の先生から情報	ると、それ以上に切り詰っていたということが分かりまし て、結果的に機器が入らないというか、リース会社では納
収集というか、どれぐらいで入りそうかということは聞いて	
収集というが、とない、らい、これがとうがこいうことは聞いていたのでしょうか。	HHW XILOV CV / MVDLICYS / LCC AIV CV S Y 0
それは、御担当の先生がこれまでの経験でおっしゃられた	リース会社に直接は当たっていませんが、医療科学院の
のか、それとも、きちっと調べられたのでしょうか。	出入り業者というか、実際に製造しているメーカーさんの
	ほうに聞いていただいていると、聞いています。
フェスナル・ファストはも間等・マーナ・ナッスナル	は、 吹欠声の悪土の吹の出れ、 人欠声にす。 マムさ

そうですか。それでも読み間違ってしまったのですね。 はい。昨年度の要求段階の状況と、今年度に入ってから

とでは、また状況が変わってきたと伺っています。 三菱 HC キャピタル株式会社の見積書ですか。証拠資料で 本来であれば、予定価額を作成する際に、複数の業者の すか。 見積りを見て、低いほうや、あとはこちらで積み上げたも のと比較するところですが、今回、三菱 HC キャピタルしか 見積書を頂けませんでしたので、その見積書になります。 それぞれの実際に製造しているメーカーから、この機器に 関する価格を取り寄せて、それにリース料率などを掛け合 わせて科学院で積み上げた金額と、三菱 HC キャピタルから の見積書と、予算額との3点を比較して、最も低い額を予 定価格にしています。 分かりました。ありがとうございます。 前回も1者応札で、今回も結果として1者応札になったと その点を踏まえまして、次回以降については、個々の機 いうことですが、これは、この取引を概観するに、いつも1 器ごとに競争する形に変えることも含めて検討したいと思 者応札ではありませんか。 っています。 保健医療科学院から、この機種を調達してくれと、それに こちらとしましては、仕様書に機器の性能、プラス参考 リース料を加えたものを見積書としてほしいというような 機種として事例を入れていますが、別にそれに限ったもの 事前の打ち合わせがない限り、このスキームは成り立たない┃にはしていませんので、どこのリース業者でも対応は可能 ような気がしますが、いかがですか。 と考えてはいます。 すなわち、いつも特定された1者からの調達ということに なりませんか。前回はA社から調達されていますよね。 そうですか。機器の調達と、それからリース料率をどれぐ はい。 らいにしてもらうかという取引が、この調達の中には調達が 2つ入っているのですね。 その最初の調達のところについては、余り競争性が働いて リース会社が取引しているメーカーから幾らで手に入れ て、そこに自分の会社のリース料率を掛けて総合的に幾ら ないのではないですか。 で、当院に札を入れるかというのは、リース会社が決めら れると思います。機種については、あくまでも、こちらは 仕様書でこういった機種と示させていただいていますが、 特定の商品に限定しているわけではありませんので、リー ス会社が取引をしているメーカーで、類似機器であればそ れで構わないと思っていますので、そこで全体的に安い所 と契約をしたいと考えています。 なお、事前に打ち合わせて、ということは、一切やって おりませんし、別にここの会社ではなくても、さらに安く 札を入れていただければ、そちらで構わないと思っていま す。ただ、今回、結果的に連続して1者応札という状況に なってしまっていますので、次回以降については、参加者 を増やすために、機器ごとに競争させることについても検 討していきたいと思っています。

そうすると、保健医療科学院のほうではどんな機器が調達 されるかについては全く分からないままに、この契約をされ
書いてありますので、それと同等の機種であれば、商品名 るのですか。

そうですか、こういった機器の調達というものは、その程 度の精密さで済むのですか。

そうですか、分かりました。最後に、リース料率が 2.42% となっていますが、先ほど「スケールメリット」という言葉」いところを取っていますので。 をお使いになったのですが、この 2.42%を見ますと、「リ ースレンタルの解説」として物価資料があります。4年リー スで 2.34~2.42%ですが、最も高いリース料率をここで採 用されているのですね。スケールメリットはどこに反映され ているのですか。

仕様書に、どういった機器でどういった内容というのは についてはこだわりがないと考えています。

一応、研究者のほうからは、こういった機器の、こうい った能力のある機器ということで、仕様書を頂いています ので、その仕様書を満たしていれば問題ないと考えていま す。

御指摘のとおり、リース料率については、確かに最も高

そうですよね。スケールメリットとおっしゃる限りは、最も低い辺りのところを選択してもらうのがよろしいかと思いますが、いかがですか。 そうしましたら、やはり1者応札というところに問題点は戻ってきてしまうのかもしれませんが、そういうところも詳しく分析していただいて、今後の調達に反映させていただき	
たいと思います。 つまり、仕様書のあり方ですね。ここに細かく仕様書が書かれていて、何々と同等以上というような書き方をされていますが、今、保健医療科学院の中で、この手の仕様書を作成するときには、どなたが確認をしてこの仕様書を作っておられますか。	どの文章については総務部で確認をしています。
これは保健医療科学院がそういうことをされているかどうかではなくて、一般論として、この仕様書の書きぶりで、メーカーなど機種を指定できるのですよね。本当に競争性が働くような仕様書になっているかどうかというのは、私などが仕事の情報として知っているのは、やはり医療施設でも同じようなことが起きるので、病院の中の組織として、購入委員会、つまり各部署に任せることなく、病院の中の組織として、そういうものの仕様を固めていく、どういうものを購入するのかという仕様を固めていくことをやっている所があったりします。もちろん、この機械じゃなきゃ駄目だということがあるなら、それはそれできちんと説明していただいてもいいと思うのですが。 一方で、そうじゃなくて、やはり使い勝手がいい、今まで慣れているからということで機種が設定されてしまうと、なかなか競争性が働かなくなってしまうことが起きるので、そんなことも考えていただければと思います。	
(分科会長の意見) では、この委員会で指摘された事項については、部局に持ち帰っていただいて、十分に御検討していただきたいと思います。	

【審議案件7】

審議案件名 : 複合機賃貸借及び保守業務一式(都県事務所等) 資格種別 : 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク)

選定理由:一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため。

注部局名 : 関東信越厚生局

契約相手方 : 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

予定価格 : 11,588,662円 契約金額 : 5,602,938円 落札(契約)率: 48.3%

契約締結日:令和4年8月1日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社が契約の相手方となった。落札率は 48.3%であり、低入札価格調査を行った。

株式会社が契約の相手方となった。落札率は 48.3%であり、	低入札価格調査を行った。	
意見・質問	回答	
1 者応札になった要因分析についてですが、契約開始まで の準備期間の不足とありますが、前回の調達を受けて、審査 でもこのような指摘があって、今回の調達に関しては正に前 回の調達よりは準備期間が長めに設定されたわけですよね。	·	
それでも1者応札という結果になったことを受けて、この 準備期間の不足、つまり準備期間を長く与える以外に何らか の対応は考えておられますか。		
前回も今回も、社名は変わっていますが、同じ契約先ですよね。	同じです。	
そうですよね。 前回も、賃貸借、保守ともに契約単価としては同じであったと。	契約単価は同じです。	
それで、今回の予定価格を設定されるに当たって、要は実 績値に基づいて予定単価を出されているわけですが、それと 大きく離れた金額で入札してきているわけですよね。	はい。	
仮に複数の応札があったとしても、この価格で入札が続く限りは、必ずこの会社が落札なさることになるのかなと思われます。そうなってきた場合に、問題となるのは、契約をきちんと履行してもらえるかということになってくるかと思います。これは御判断としては、前回の契約において保守はきちんとやってくれていて、履行状況に問題がないから今回も問題ないだろうなということになるわけでしょうか。		
端的に言うと、旧富士ゼロックス、現在の富士フィルムビジネスイノベーションジャパンは、何でこの価格で入札できるのでしょうか。企業戦略的な特別な値引きというように、低入札価格調査では分析されていますが、こちらの把握している実績の単価との乖離具合が、尋常ではないレベルなので、もやもや感を持っているということをお伝えしておきます。	りこの会社だけがなぜ低い価格でできるのかというのは。	
私も、まだ読み込めていないのですが、予定価格を立てる ときに、北海道だけ単価が高いのは、なぜですか。	お答え申し上げます。特段、台数の多い少ない、あるい は地域性などもあるのかもしれないのですが、単価が大幅 に異なるという事情について、そこまでは把握していない	

のです。 入札の内訳書を拝見すると、保守料に関しては、単価が見 一緒です。 積もりというか予定価格調書のときの保守料と一緒ですよ 圧倒的に違うのは、賃貸借料ですよ。この賃貸借料の中で、 お答えいたします。各厚生局の賃料月額を拝見すると、 入札のときには1台当たり 400 円でやってきているので、-| 委員の御指摘のとおり、北海道が 2 万 350 円だったり、3 | 方で、予定価格の算出内訳は、1 台当たりの賃借月額が 540 万 5,409 円だったりして、他の数字と比べて著しく乖離し 円もあれば3万5,000円もあるという。これで金額の違いが ている数字については、今後、予定価格を算出するときに 出てきてしまっていると思うのですが、何でこのようになっ」は除外して、なるべく実態に合った形で算出する予定です。 てしまったのかなというのがよく分からないです。 ですよね。多分、全然違う機械を比較しているのではない この点については、次回以降は改善を図ってまいりたい かという気がするのです。それをベースに予定価格証書を作して思います。 られたから、入札のときに一気に落ちたと。もちろん、これ までの 540 円というのが 400 円ぐらいで収めてきているの で、それはそれで随分頑張っているなという気がするのです が。私は、この辺りに少し問題がありそうな気がします。 今の御質問にかなり関連しているのですが、入札書別紙を そうです。 見ますと、複合機 22 台で 42 万 2,400 円という数字は、4 年 間のリース料金トータルという意味ですよね。 そうですよね。そうしますと、これを22で1台当たり幾 今回の入札においては富士フィルムビジネスイノベーシ らですかという単価を出すと、2万4,000円ぐらいだと。4 ョンが落札したのですが、その結果の前段において、リコ 年間お借りして恐らく4年間となると、大体複合機の貸与年 ージャパンがあります。 こちらが、 一応 10 月 1 日の利用開 数に近いものであるので、ほかの所に転売はもうできないと 始日までに完了できる見込みが立たないということで、実 思います。2万4,000円で4年間使用できるという異常な状 際に入札には参加ができなかったという事実があります。 態ですね。これは完全に、いわゆるダンピングですよね。こ 金額的にも富士フィルムビジネスイノベーションの金額は れについては、安く借りられるのだからいいじゃないかとい「ホームページで公表されているものですから、それをベー うだけでは済まされないように思うのですが、正当な価格で スにしてリコージャパンも実際に我々の入札に参加する意 やらないと、他の業者を排除してしまうのですが、この辺り 欲を示していたということはお伝えしなければならないの はどうお考えですか。 かと。 それと、この業界全般について言えることなのかもしれ ませんが、保守契約で実際に利益を上げる商慣行と申しま すか、そういう商慣行の中で、複合機は安く行って、実際 には保守業務で利益を稼ぐというか、そういう背景もある のではないかと、こちらとしては考えてはいるのですが。 そうですよね。分かりました。私も、こういう場合は一体 どのような対処の仕方をしたらいいのかがよく分からない のですが。安く調達できているので、しかも性能は非常にい いものなので、特に調達で問題が生じることはないのかもし れませんが、余りにも安い価格で調達してしまっているとい うようなところで、どうしても疑問が残ってしまうのです が。具体的にどうするのだということになると、余り対処の 仕方がよく分からないのですが。ほかの委員にも聞いてみた いのですが、このダンピングの辺りはどのように考えればい いですか。 ダンピング、つまり廉売ではないけれども、不当価格の設 定に関して、先ほど委員から御指摘のあったように、突出し ている北海道案件を除いて考えてみた場合、殊に東北3案件 で 540 円となっているのと比べると、やはり安すぎるという 評価になってしまうのですか。それ自体が、まずはっきり分 からないのですが。 これは複合機ですので、通常では定価で幾らで販売します かとなったときに、恐らく 1 台当たり 50 万は下らないです よね。調達額として50万を下るということは、まず複合機 なので、あり得ないと私などは思っているのですが、それを

2万4,000円で調達できているという異常事態を本当にどう	
理解したらいいのかがよく分からないのです。	
そうすると、委員の御指摘を混ぜ返すようで恐縮ですが、	
540円というのも安いですよね。	
そうです、安いのです。これで、540円で月額ですから12	
か月を掛けると 6,000 円ですよね。6,000 円掛ける 4 年で、	
大体2万4,000円ぐらいですよ。1台当たり2万4,000円で	
調達していることになるのですよね。ほぼ、ただのようなも	
のですよね。	
それこそ話が脇道に逸れてしまうようですが、結局、先ほ	
ど説明者の方からも説明があったように、何が不当廉売にな	
るのかというのはビジネスの構造ですよね。どこで儲けてい	
るのかに着目して、例えば公正取引委員会なども考えるの	
で、今は禁止がかかってしまっていますが、一時期、携帯電	
話機の端末も非常に安い販売が問題になって、私も実は、依	
頼者の関係で公取委まで相談に行ったことがあるのですが、	
結局ビジネスモデルとして契約手数料など、それにオプショ	
ンを付けることでのビジネスでしょと。だから、機器の単価	
での収益率ということから、直ちに不当に廉売することによ	
って不正競争行為に当たるとは考えていませんよという説	
明を受けたことがあるのです。そういうことを考えると、正	
面からの答えになっていなくて申し訳ないのですが、この複	
合機、事務機器の賃貸及び保守業務において、どこで利益を	
上げているのかというビジネスモデル等の関係の中で、不当	
な低廉な価格の設定がなされているかどうかという判断が、	
少なくとも不正競争防止法との関係ではなされるのかなと。	
先ほどの商慣行が、もし保守料で儲けているというのが業	
界の慣行なのだということになるとすると、もしかしたら賃	
貸料の設定自体については不正競争行為には、直ちには当た	
らないという考えになるかもしれないと。今、私に申し上げ	
られるのは、非常にざっくりしたところで申し訳ありません	
が、そこぐらいですね。	
いや、それこそ私なども、建築ですと、安い建物を建てて	参考になる御意見を、どうもありがとうございます。
おいて、後から維持管理費が掛かるのでは話にならない、「安	
物買の銭失い」はよくないという話は、よく授業などでもや	
るわけですが。結局、今はリースの金額しか考えていないわ	
けですよね。そこで、どこの会社の機種を選ぶのか、どこか	
らリースをかけるのか、今はやっていないわけですが。それ	
ならば、今までの実績があるわけですから、どのぐらいの枚	
数を使えば、どのぐらいのインクが必要になって、ドラムは	
どのぐらいのタイミングで交換するのかというようなこと	
が分かれば、そういったものをトータルとして評価をする。	
これは込みの金額にするのか、それとも金額自体は今回と同	
じような金額の取り方なのだけれども、一方で総合評価のよ	
うなやり方で、つまりプラスアルファーの評価軸を作って評	
価をするのか。そのような、今までと違う業者選定のやり方	
をやっていかないと、とにかく当面安いということでそこに	
引っ掛かって、後々何か高いものばかりを買わされるという	
ようなことがあってはトータルとしてよくないので、その辺	
りは少し知恵の出し所かなと思います。	
(分科会長の意見)	
では、その辺りも含めて種々御検討いただいて、今後の調	
•	
達に生かしていただきたいと思います。では、これで終わり	
達に生かしていただきたいと思います。では、これで終わります。ありがとうございました。	

【審議案件8】

審議案件名 : N, N'―エチレン―ビス(12―ヒドロキシステアリン酸アミド)に関するラットを用いた14日間反復

経口投与毒性試験 一式

資格種別 : 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク)

選定理由 :一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、1者応札であり、落札率が低いため。

発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所

契約相手方 : 株式会社薬物安全性試験センター

予定価格 : 6,380,000円 契約金額 : 2,310,000円 落札(契約)率:36.2%

契約締結日:令和4年9月26日

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社薬物安全性試験センターが契約の相手 方となった。落札率は 36.2%である。

> 意見・質問 口

確認させていただきたいのですが、本件と同種の業務、あ るいは同一の業務を調達するというのは初めてだったので | 験があるので、これに類した反復経口投与毒性試験という しょうか。

同種と言いますか、こういった試験に関しては様々な試 ものに関しては、毎年、複数の契約をしています。

予定価格の設定というのは、なかなか難しいかと思うので すが、参考見積書を提出いただく先の選定基準のようなもの┃いうものを出していただいているというのが現状でござい はあるのでしょうか。

基本的に、今回、弊所と契約実績のある所に参考見積と ます。

今回、落札率が驚異的に低くなっているわけですが、この ような場合、調達目的を達成できるか、つまり、きちんとし た履行がなされるのかどうかということの確認というのは、 本件ではどのようになさったのでしょうか。

一応、低入札価格調査という対象にはなっておりません ので、詳しくは手順に基づいたものというのは行っており |ませんが、もちろん落札した業者に対して、これを履行で きるのかどうかという確認は取っています。金額はどうし ても小さくなるケースというのは、ただ単に割引をすると いうのではなくて、例えば、その業者でそれぞれが研究室、 ラボのようなもの、あと、人員などを抱えているのが現状 ですので、それが多くなれば、逆に、この予定価格を出し てくださった方であっても入札していただけない。逆に、 空いていて、そのスペース及び人員を遊ばせておくよりは、 たとえ安くても稼働させたほうが、通常の利益率まではい きませんが、そちらのほうがいいということで、むしろ安 く落札するケースというのがございます。

その一般論は、確かにそのとおりかと思うのですが、私が お伺いしたいのは、低入札価格調査の対象となっていれば、 その手順に従って履行可能性を検討なさるかと思うのです が、この低入札価格調査の対象になっていないから履行可能で、この該当の落札業者に関しては、その点は問題ないと 性を調査しなくてよろしいということにはならないと思っ┃いうことですので、もちろん基準に沿った設備、人員とい ているものですから、どのような確認を本件においてなされ たのかということをお伺いしたかったのですが。

一応、試験施設というのが定められておりまして。これ は GLP 基準というのがあり、そういう各種の基準に従った ことができる施設があるかどうかというのが大きなもの った点からも、履行には問題ないと考えています。

理解いたしました。ありがとうございます。

1者応札になった要因を分析くださっていますが、今回、 仕様書を手交なさっている業者が5者あるわけなので、対応 | さらに前倒しをして、 なるべく早く入札を行うというよう 可能なのは、本件において落札した業者だけではないと思わ┃な形で、日程及び時間に余裕を持たせるぐらいは、少し考 れます。1者応札になった要因を踏まえられて、同じような ことがあった場合に、今後はどのような対応を取られるのか┃どうしてもできない所はできないという形になってしまい なというのを教えていただければと思います。

そうですね。要するに考えられるのは、何分にもタイミ ングの問題というのが出てしまいますので、強いて言えば、 えられないかなと思います。結局、公告期間を延ばしても、 ますので、そこは御協力をお願いするしかないのかなと。 あとは積極的に声を掛けていくということぐらいかと思い ます。すみません。

今の委員の、1つ手前の質問について、もう少し詳しくお

それに関しては、申し訳ありません。特に、できるかと

伺いしたいのですが、その予定価格を立てるときに2者からいうことを主体に聞いていますので、それぞれの内訳にお 見積りを取って、それぞれ3つに分けて金額を聞いて、大体いて、こういう金額がということを聞くようなことはして 200 万と 100 万と 300 万ぐらい、合わせて 600 万ぐらいと非 おりません。 常に大雑把ですが、そのぐらいの金額が出ています。今回の 入札金額が、合わせて200万少しだと。ということは、明ら かに低いですが、今回、入札された会社に対して、この3つ の試験内容ごとの金額というのは聞いたのでしょうか。 先ほど来の御説明をお伺いすると、ストラクチャー、いわ そうですね。それ以上のことは、確認は取っておりませ ゆる構造として、このような試験環境が整っているなど、場しん。 合によっては、人的資源が安く手配できる、空いているから とかというようなことの一般論の御説明はあるのですが、こ のケースにおいて、こういう理由で安くできるんだというこ とは確認はされていないのですね。 これは、もちろん試験ですから、委員も御心配のように、 すみません。今、研究者も来ておりまして、研究者に確 アウトカムが心配になるわけですよね。そういったことに関 認しましたが、GLP の基準に沿って試験というのは行われ して、研究者の方々は、もうこれで十分だろうというような「ていますので、それに沿った形であれば、特に問題はない という考えでございます。 お考えで、そのまま進めて大丈夫なのでしょうか。それとも、 このようなことはよくあることなので、このぐらいのこと は、ある程度は目をつぶっていても大丈夫なのではないかと いうことなのでしょうか。私は分からないので、お伺いして いるのですが。 だとすると、見積書が不当に高かったということですか。 見積書に関しては、2 者から取っておりまして、それが 標準価格という認識で、かつ、DIMS 医科学研究所と株式会 社化合物安全性研究所が同額ということもありまして、妥 当な市場価格ではないかと考えておりました。 ということは、その施設基準や履行の内容と見積りとは関 いや、そこは当然、関連すると考えています。ただ今回、 |思った以上に安かったのは、先ほど一般論というように説 連しないということですか。見積りを取って基準の試験をす るということと、施設基準と成果物とは関連しないというこ 明させていただきましたが、実際に、この落札業者に確認 となのでしょうかね。 を取って聞いた内容となっています。施設を遊ばせておく よりは、利益を度外視した応札額で札入れをしたというよ うに、確認を取っています。 そのように、先方が言っているのですね。 はい。 それなら分かります。 すみません。それ以上のことまでは確認は取れていませ んが、そのような回答を頂いています。 そうすると、今の契約期間は来年3月までということです ないです。 が、特に、実験内容に不備はないでしょうか。 今は問題なく進捗し、進んでいると聞いています。 分かりました。それから、少し予定価格の設定の所で、参 それについては、今回、参考見積を徴収して、我々の契 考見積価格を一定レベル、検証する方法というものはあるの┃約の実績や、あと、担当研究者に見積りを見ていただいて、 それぞれの金額が妥当なものであるか、事務のほうと研究 でしょうか。 者サイドのほうと確認を取りつつ、大きな金額に乖離がな いということを認識はしています。 (分科会長の意見) この委員会で議論したことについて、部局のほうに持ち 帰っていただいて、更に十分な検討をしていただきたいとい うように思います。

【審議案件9-1】

審議案件名 :指定添加物(香料)の安全性に関する試験(イソオイゲニルメチルエーテルに関するトランスジェニッ

クマウス遺伝子突然変異試験) 一式

資格種別 : -

: 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。 選定理由

発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方:株式会社安評センター

予定価格 : 4,290,000円 契約金額 : 4,290,000円 落札(契約)率:100%

契約締結日:令和4年7月25日

【審議案件9-2】

審議案件名 : 指定添加物(香料)の安全性に関する試験(2,5-ジメチル-4-オキソ-3(5H)-フリルアセテートに関す

るトランスジェニックマウス遺伝子突然変異試験) 一式

資格種別

選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。

発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所

契約相手方 : 株式会社安評センター

予定価格 : 4,999,500円 契約金額 : 4,999,500円 落札(契約)率:100%

契約締結日:令和4年8月5日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

心心 其间	
一般的なことを教えていただきたいのですが、この公募	はい、そういう趣旨
という手続は、部局としては、調達先として一定の業者を	
想定しているけれども、ほかにも調達可能性のある先がい	
るかもしれないから確認してみようという趣旨のものでし	
ようか。	

旨でございます。

なるほど。そうであるとすると、公募していることを広 く知ってもらうことが、まず出発点になるかと思うのです┃ージに掲載をさせていただいています。 が、この公募に向けた公示というのは、具体的にはどうや るのですか。

まず、弊所の掲示板に掲示することと、弊社のホームペ

なるほど。次の質問ですが、私は、何かの仕事をすると きは、納期がもちろん大切ですけれども、その納期を守れ┃のまま随意契約の手続に入りますので、然るべき社内手続 るかどうかを考える上で、いつ作業に着手できるかという ことを非常に気にします。今回、その公示や仕様書を見ま すと、公告の提出期限の定めはあるのですが、いつから作 業が開始できるかということは特に記載がないように見受 けたのです。これは公募の意思表示期限辺りから、あるい は公募の意思表示期限からしばらくたつと作業着手になる という限度で、公示を見る人には理解してもらうことにな るのでしょうか、教えていただけますか。

基本的には、意思表示をしていただいて、1者の場合はそ を取った上で契約書を取り交わします。契約書を取り交わ した段階でスタートということをお伝えしています。

お伝えしているというのは、その公示を見るとそういう のが分かるのですか。私がお聞きしたいのは、公示なり、 仕様書なりを見ると、いつ作業に着手できるのか、だった 見る人に与えられているかどうかということです。

すみません、明示のほうはされておりません。

私は研究者ですけれども、この仕様書の中に、OECD のテ ら、この納期に間に合うかどうかという判断材料が公示を ストガイドラインに従うということを記載されておりまし て、そのガイドラインには、試験期間など全て厳密に定め られているので、その最終的な日にちがあれば、いつ頃か ら始められるかというのは予め分かるのかなと思います。

今おっしゃっていただいた仕様書は、頂いた資料ですよ ね

「2. 試験内容」の、トランスジェニックマウス遺伝子突然 変異試験という項目で、OECDのガイドライン TG488について

	記載しています。この中に厳密に、その試験方法が詳細に、
	期間等々も定められているということです。
そうすると、報告書提出期限が定められていれば、この ガイドラインに従って逆算してということになるのです か。	はい、私はそのように考えています。
そうすると、今回、この本件業務を発注するに当たって、 少なくとも受注可能性のある業者であれば、この公示を見 れば、いつ着手できる、あるいはしなければならないとい うことは理解できるという前提の下に、この公示と仕様書 を作っていると、そういうことになるわけですかね。	
少し教えていただきたいのですが、公募型の随意契約にしたのはどういう理由ですか。	1つは、まず、こちらは様々な条件がありまして、トランスジェニックマウス遺伝子突然変異試験はミュータントと呼ばれるものですが、これができる所、あと食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針、新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準、あとトランスジェニックマウス遺伝子突然変異試験の経験及び委託試験実績を有すること、これらを備えた業者というのが、私どもで把握している限りでは、1者のみではあったのですが、一応、認知といいますか、1者であることは考えてはいるのですが、時間がたって、もしかしたら他の業者もできるかもしれないということで、幅広くその機会をつくるために公募をかけさせていただいているという形になります。
A.b	
今までもこの手の委託はされていたのですか。	はい、同様のことはやっています。
その場合ずっと、この安評センターに依頼し続けてきているわけですね。	はい、そうです。
そうなると、今度は価格の問題ですけれども、価格の妥当性についてはどうやって確認をされていらっしゃるのですか。	これに関しましては、何分にも1者だということもありまして、妥当性という比較対象がありませんもので、それでも一応、長い間これまで1者でやっていますので、それで変動がないかどうかを、見積り等を保持している事務方である我々と研究者で、見積りが上がってきたものの項目を確認して、これでいいのではないかという確認をとっております。何分にも他にこの試験をやっている所がないというのが、ちょっと難しいところではあるかと考えております。
何か、その記録は残されていらっしゃいますか。	記録と言いますか、過去の契約の決裁といいますか、そういうものが残っていますので、過去の批評を見て、かつ、その契約決裁を見て、若しくは電子データに残っていますので、それを確認してという形になっています。
つまり、もう安評センターしかない、そこしか契約先がない、そうすると問題は、いかに国のお金を適正に執行したかというところの確認は金額になるわけですよね。	はい。
その金額の確認を、これこれこういう形でしましたという記録を残さないといけないのではないかと思うのですが、その記録がなくて、資料はありますので後でどうぞ見てくださいと言っても、そのときの担当者がどう判断したかということは伝わらないと思うのですけれども。	しておりません。
是非とも、そういう記録をきちんと残すことを今後はやっていただきたいと私は思います。以上です。	はい。
(分科会長の意見) 今の会議の内容を十分に御検討していただいて、今後の 運営の材料にしていただきたいと思います。今の、価格の 検証の記録ということと、それから公示内容の、いつから 始められるのかというところについて、特にその 2 点につ	

いては十分に御検討していただいて、是非、今後の運営に 役立てていただきたいと思います。

【審議案件10】

審議案件名 : 安全性審査済の遺伝子組換え食品の検査法の確立と妥当性確認試験 一式

選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。

発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所

契約相手方 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

予定価格 : 10,500,000円 契約金額 : 10,500,000円

落札率 : 100%

契約締結日:令和4年9月26日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問

どうして、これは随意契約にされたのでしょうか。

当初は、公募ではなくて通常の競争性のない随意契約の ほうを締結しておりましたが、こちらの理由としては、こ の事業は平成22年度より弊所で実施しておりまして、契約 事業者である、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合 研究機構と随意契約を結んできたのですが、こちらの理由 としては、食品表示法に基づく遺伝子組換え食品の検査法 の確立を目的とすることから、調査結果が特定の民間企業 の利益とならない中立の機関であること、業務の継続性の 観点から、過去の試験研究結果と同一条件で研究環境を求 めているため、これまでずっと、競争性のない随意契約と いうことで締結してきたのですが、令和4年度の第6回公 共調達委員会で、国の調達の大前提として、競争性を働か せるべきだという指摘がありましたので、当該事業者以外 に契約可能な事業者があるかどうかを幅広く確認するため に公募を本年度より実施したという形になっています。

ありがとうございます。それで、「随意契約理由書」と いうのがあるのですが、随意契約理由書というのは、2つの 項目について書く必要があると私は思っていて、1つは今、 御説明いただいたように、なぜ随意契約をしたのかという 随意契約に至る理由ですね。

そもそも随意契約というのは、極力避けなければいけな い、競争性を働かせなければいけないという中で随意契約 をするわけですから、なぜ、この事業において随意契約を 選択したのかということの説明をまず書いていただいて、 その上で、ここに書いてあるように、どういう手続で、こ の1者を選んだのかというところになるかと思うのです ね。先ほどの2つもそうですが、その説明自体がないもの ですから、随意契約の妥当性というのを私たちが判断しよ うと思うと、この理由書では分からないのですね。是非と も、今後は随意契約をされる際には、この理由書のところ に、なぜ今回、随意契約に至ったのかということを書いて いただきたいと思うのです。

はい。

その上で、次にお伺いしたいのですが、価格の妥当性で す。質疑の回答を見せていただくと、前回、令和 2 年度か ら令和3年度にかけて、1,150万が1,100万円で50万円節 | たまたまでございます。毎年、調査対象というのが変わっ 約しましたと書いていらっしゃいます。今回の契約金額が 1,050万です。今回も50万円、お安くなっているのですね。 まるで意図的に毎年50万ずつ下げているように見えるので のは、若干、起きてしまうという形にはなっています。 すが、契約金額の妥当性というのは、どうやって確認され ていらっしゃるのでしょうか。

こちらに関しては、毎年、全く同じ項目をやっているの ではなく、たまたま50万円が下がってきているというのは、 てくるので、当然、それによる人員など、そういうものが 変わってきてしまいますので、その度に価格の変動という

価格の変動ではなく、「昨年の回答より価格を下げるこ とが難しいとされているが、昨年度より減額となっている ため、見積内訳を明確にして価格再考が必要と考える」と|たりということで、やはり回答としては、近いような形に いうことに対する回答だと思うのですよ。それに対して今なると考えています。 回も、どのようにお答えになるのかなということです。 ということは、ここに書いてある項目の確認をされてい らっしゃるのですか。人件費の増加を見込んでいるとか。

やはり、検査法の見直しなど、そういう調査が必要であ って、人件費の増加があったり、逆に人件費の減少があっ

をして少しでも安くなったので、こちらとしては、それで いいかという判断で、この金額で見積書を頂くことに成功

こちらの契約手続は、私が担当したのですが、まず見積 書が出てきたときは、前年度と同額の1,100万円でした。 中身を見まして、例えば人件費は、派遣研究員で済ますこ とによって減額できるのじゃないのかとか、旅費も効率的 にやれば、金額を少し削減できるのじゃないかというよう に、個別の項目ごとに交渉して価格を抑えることをやりま した。結果は、昨年度と同じ50万円の減額というようにな ったのですが、そういうやり取りをさせていただきました。 ただ、相手方が出してくる金額の単価など、そこまでは少 し手を入れられなかったのですが、昨年度よりも価格交渉

すばらしいと思います。今、御説明いただいたような内 容を、先ほど申上げたように、きちんと記録に残していた だければ、第三者に対して、きちんと説明ができる随意契 約になるのではないかというように思います。以上です。

先ほどの 2 件と同じ趣旨のことですが、できる限り競争 性をもたせて調達しようということになると、公募という ものが非常に重要になってきます。公募は、競争を促す、 あるいは競争参加を促すように分かりやすいものでないと いけないと思うのですよね。この審議案件10に関しては、 仕様書が先ほどの審議案件 9 とは少し異なっていて、作業 をいつから開始できるのかということが、やはりこちらも、 少なくとも私には分かりにくいのですが、技術者等の専門 家の方であれば分かるような分かりやすさの内容の公示と 仕様書を心掛けていただければと思います。私からは以上

ありがとうございました。

したというところでございます。

(分科会長の意見)

この委員会で指摘された事項については、部局のほうに 持ち帰っていただいて十分に御検討していただきたいと、 そのように思います。

29道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 電話03-5253-1111 (内7965)